

第78期

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2020年6月24日（水曜日）
午前10時



開催場所

大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪2階
「SAN-燦-」

書面による議決権行使期限

2020年6月23日（火曜日）
午後5時まで

Chugai Ro

目次

第78期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	3
連結計算書類	20
計算書類	22
監査報告書	24
株主総会参考書類	30
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役1名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	

【新型コロナウイルスの感染拡大にあたり】

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、本株主総会につきましては極力、同封の議決権行使書用紙をご郵送いただく方法によって、議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。

本株主総会会場では、感染予防の措置を講じる場合がございますので、ご協力の程お願い申し上げます。

今後、本株主総会の日時・会場等の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://chugai.co.jp/>）においてお知らせいたします。

【お土産の配付中止について】

本年の株主総会にご出席の株主の皆様についてのお土産は、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主の皆様を第一に考え、**配付を取りやめさせていただきます。**

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(証券コード 1964)
2020年6月2日

株 主 各 位

大阪市中央区平野町3丁目6番1号

中外炉工業株式会社

代表取締役社長 尾崎 彰

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場は、株主様の健康状態を十分考慮いただき、ご検討をお願い申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 2階「SAN-燦-」
3. 目的事項
報告事項 (1) 第78期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第78期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

1. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://chugai.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ① 「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書」
- ② 「連結計算書類の連結注記表」
- ③ 「計算書類の株主資本等変動計算書」
- ④ 「計算書類の個別注記表」

従いまして、本招集ご通知の連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

2. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://chugai.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により、本株主総会の日時・会場等の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://chugai.co.jp/>) において、お知らせいたしますので、発信情報をご確認くださいよう、お願い申し上げます。
4. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
5. ご来場の株主様におかれましては、マスク着用について、ご協力をお願い申し上げます。また本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
6. 当日運営スタッフはマスク着用で対応させていただきます。また、例年と同様、ノー・ネクタイのクールビズスタイルにて対応させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦長期化の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、景気の停滞感が急速に強まり、先行きは極めて不透明な状況となりました。

わが国においても、世界経済減速の影響から、輸出・生産が弱含んでいることに加え、年明けからの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う人の移動制限や経済活動の停止により、非常に厳しい状況となっております。

当社グループの関連する市場のうち、鉄鋼業界では鋼材市況の低迷や需要の減少を背景に設備投資圧縮など粗鋼生産能力削減の動きが見られました。自動車業界においても、世界規模での生産台数減少により、設備投資に慎重な態度が続きました。一方、ディスプレイ業界では、高級スマートフォンの有機ELシフトがさらに進んだものの、中小型フレキシブル有機ELパネル市場の需要停滞により、設備投資抑制の傾向が見られました。

このような経営環境のもと、当社グループは業績確保に向けて積極的な受注活動を展開し、中国向けステンレス製造設備や中国向けフレキシブルディスプレイ関連精密塗工装置などの成約を得ましたが、前期のような大型案件が少なく、受注高は前期比57.8%の23,987百万円に留まりました。

売上面につきましては、鉄鋼向け省エネ型加熱炉などの工事が進捗し、売上高は前期比102.7%の38,090百万円となりました。

利益面につきましては、増収効果に加え、原価率の改善もあり、営業利益1,711百万円(前期比173.3%)、経常利益1,875百万円(前期比162.0%)とそれぞれ増益となりました。また、情報・通信分野の固定資産の減損処理を行い、親会社株主に帰属する当期純利益は1,120百万円(前期比148.5%)となりました。

各分野別の概況は次のとおりです。

(エネルギー分野)

受注面では、中国向けステンレス製造設備や台湾向け省エネ型鉄鋼加熱炉のほか、鉄鋼向け排ガス処理設備や自動車部品熱処理設備などの成約を得ましたが、前期のような大型案件が少なく、受注高は17,260百万円（前期比49.8%）に留まりました。

一方、売上面では、高級特殊鋼板連続焼鈍ラインや自動車部品熱処理設備、線材コイル連続焼鈍設備などを納入したほか、銅ストリップ連続焼鈍ラインや鉄鋼向け省エネ型加熱炉、金属ストリップ連続ゴムコーティングラインなどの工事が進捗し、売上高は31,757百万円（前期比114.9%）と増加しました。

(情報・通信分野)

受注面では、中国向けフレキシブルディスプレイ関連精密塗工装置などの成約を得ましたが、下半期は中国における新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による投資時期の先送りや商談の中断などが相次ぎ、受注高は1,942百万円（前期比69.2%）に留まりました。

売上面では、ベトナム向け薄板ガラス用熱処理設備改造工事や国内向けフレキシブルディスプレイ関連オープンなどの納入に加え、中国向けフレキシブルディスプレイ関連精密塗工装置などの工事が進捗しましたが、期初受注残高が少なかったこともあり、売上高は2,494百万円（前期比70.9%）に留まりました。

(環境保全分野)

受注面では、蓄熱式排ガス処理装置のほか、活性コークス用ロータリーキルンなどの成約を得て、受注高は2,468百万円（前期比106.8%）となりました。

売上面では、蓄熱式排ガス処理装置や活性炭用ロータリーキルンなどを納入しましたが、期初受注残高が少なかったこともあり、売上高は2,124百万円（前期比49.5%）に留まりました。

(その他)

受注面では、海外子会社において、中国向けステンレス製造設備用機器やモータコア焼鈍炉などの成約を得て、受注高は4,602百万円（前期比126.9%）と増加しました。

売上面では、中国向け自動車部品用熱処理設備などを納入し、売上高は3,971百万円（前期比100.2%）となりました。

なお、分野別の受注高及び売上高はセグメント間取引相殺消去前の金額によっております。

分野別売上高・受注高・受注残高

(単位：百万円)

分 野	売 上 高	受 注 高	受 注 残 高
エ ネ ル ギ ー	31,757	17,260	13,036
情 報 ・ 通 信	2,494	1,942	724
環 境 保 全	2,124	2,468	1,243
そ の 他	3,971	4,602	2,638
相 殺 消 去	△2,258	△2,286	△418
計	38,090	23,987	17,223

(百万円未満は切り捨て表示)

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は305百万円で、主に研究開発設備であります。資金調達の状況につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に終息が見えず、景気回復には相当な期間を要するものと思われまます。

当面は、ウイルス感染発生の未然防止に努めるため、出張を自粛し、在宅勤務を導入するなど、厳しい事業環境ではありますが、当社グループは、4月よりの新体制の下、省エネ、CO2削減、再生可能エネルギー関連設備などで持続可能な社会の実現に貢献すべく、技術力・開発力と人材育成の強化を進めてまいります。

また、製造業のものづくりに不可欠な「熟技術」を、環境、低炭素、省人化、AI・IoTの活用や自動車の電動化・軽量化といった社会の要請に合わせてさらに進化させるとともに、納入設備のライフサイクルに合わせたメンテナンス体制の拡充を継続し、収益基盤を構築してまいる所存です。

(4) 財産および損益の状況の推移

期別 項目	第75期 (2017年3月期)	第76期 (2018年3月期)	第77期 (2019年3月期)	第78期 (2020年3月期)
売上高(百万円)	31,146	30,830	37,090	38,090
経常利益(百万円)	919	1,287	1,157	1,875
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	978	864	754	1,120
1株当たり当期純利益	125円77銭	111円09銭	97円31銭	145円97銭
総資産(百万円)	38,502	41,368	42,731	46,696
純資産(百万円)	20,369	21,236	20,955	20,687

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(自己株式を除く)に基づき算出しております。
 3. 2017年10月1日付で普通株式について10株を1株に併合したため、第75期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
 4. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正等を第77期の期首から適用しており、第76期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社シーアール	20百万円	100.0%	損害保険代理業・リース業・人材派遣業
中外エンジニアリング株式会社	20百万円	100.0%	環境保全設備、燃焼設備等の設計・製作・販売・技術サービス
中外プラント株式会社	10百万円	100.0%	工業炉等の技術サービス・人材派遣業
台湾中外炉工業股份有限公司	5百万NT\$	100.0%	台湾における工業炉等の販売・資材調達
中外炉熱工設備(上海)有限公司	50万US\$	75.0%	中国における工業炉等の製作・販売・資材調達
中外炉設備技術(上海)有限公司	20万US\$	75.0%	中国における工業炉等の設計・技術等サービス提供、仲介販売及び輸出入代理業務
Chugai Ro (Thailand) Co., Ltd.	10百万バーツ	49.9%	タイにおける各種工業炉等の販売及びメンテナンス業務
PT. Chugai Ro Indonesia	30万US\$	100.0%	インドネシアにおける各種工業炉等の販売及びメンテナンス業務
Chugai Ro de Mexico,S.A.de C.V.	10万US\$	100.0%	メキシコにおける各種工業炉等の販売及びメンテナンス業務

(6) 主要な事業内容

当社グループは、エネルギー分野（主に鉄鋼、自動車、非鉄金属、太陽電池製造関連）、情報・通信分野（主に精密塗工関連）、環境保全分野（主に大気浄化、廃棄物処理・リサイクル、バイオマス利用関連）の3分野における、工業炉・産業機械・環境設備・燃焼設備についての設計・製作・施工、及び燃焼機器などの製作・販売を主な内容とし、さらに各事業に付帯するエンジニアリング、研究開発並びにその他のサービスなどの事業活動を展開しております。

(7) 主要な営業所および工場

当社	本社	大阪市中央区
	堺事業所	堺市西区
	東京支社	東京都港区
	名古屋営業所	名古屋市中村区
	小倉工場	北九州市小倉北区
子会社	株式会社シーアール	堺市西区
	中外エンジニアリング株式会社	堺市西区
	中外プラント株式会社	堺市西区
	台湾中外炉工業股份有限公司	台湾
	中外炉熱工設備（上海）有限公司	中国
	中外炉設備技術（上海）有限公司	中国
	Chugai Ro (Thailand) Co., Ltd.	タイ
	PT. Chugai Ro Indonesia	インドネシア
Chugai Ro de Mexico,S.A.de C.V.	メキシコ	

(8) 従業員の状況

当社グループの従業員数は736名であります。なお、当社の従業員数は以下の通りであります。

従業員数	前期比	平均年齢	平均勤続年数
473名	－	43.8歳	17.9年

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	4,482百万円
株式会社みずほ銀行	2,660百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,542百万円

(百万円未満は切り捨て表示)

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,800,000株 (自己株式 121,911株を含む)
 (3) 株主数 7,145名
 (4) 大株主 (上位10名) (千株未満は切り捨て表示)

株主名	持株数	持株比率
第一生命保険株式会社	464 ^{千株}	6.04 [%]
株式会社りそな銀行	380	4.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	320	4.17
中外炉工業関連企業持株会社	264	3.45
株式会社みずほ銀行	189	2.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	188	2.45
三菱商事株式会社	179	2.34
株式会社銭高組	175	2.28
日本生命保険相互会社	149	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	136	1.78

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 本 雄 二	
常 務 取 締 役	南 場 賢一郎	業務本部長、プロダクトセンター管掌、東京支社管掌
取 締 役	藤 田 和 久	技術統括、Chugai Ro(Thailand)Co.,Ltd.代表取締役、PT.Chugai Ro Indonesia 代表取締役
取 締 役	根 来 茂 樹	プラント事業本部長
取 締 役	尾 崎 彰	熱処理事業本部長
取 締 役	新 谷 昌 徳	開発本部長
取 締 役	阪 田 守	業務本部副本部長兼業務本部経営企画室長
取 締 役	野 村 正 朗	学校法人帝塚山学院理事長
取 締 役	佐 藤 良	
常 勤 監 査 役	池 山 郁 也	
監 査 役	碩 省 三	弁護士（弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー）、ゼット株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社樁本チエイン社外監査役
監 査 役	ポール・チェン	東京大学名誉教授、青山学院大学国際政治経済学部特別招聘教授

- (注) 1. 谷川 正氏は2019年6月25日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 佐藤 良氏は2019年6月25日開催の第77期定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 常勤監査役池山郁也氏は、当社の内部監査室長および経理部長を担当してきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役野村正朗氏および佐藤 良氏は社外取締役であります。
5. 監査役碩 省三氏およびポール・チェン氏は社外監査役であります。
6. 学校法人帝塚山学院と当社の間には特別の関係はありません。
7. 当社は弁護士法人御堂筋法律事務所と法律顧問契約を結んでおります。ゼット株式会社および株式会社樁本チエインと当社の間には特別の関係はありません。
8. 東京大学および青山学院大学と当社の間には特別の関係はありません。
9. 当社は取締役野村正朗氏、同佐藤 良氏および監査役碩 省三氏、同ポール・チェン氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
10. 2020年4月1日付で取締役の地位および担当に一部変更があり、以下のとおりとなりました。

会社における地位	氏 名	担 当
代表取締役会長	西本 雄二	
代表取締役社長	尾崎 彰	
取 締 役	根来 茂樹	業務本部経営企画室長
取 締 役	新谷 昌徳	コンバーテック事業部長
取 締 役	阪田 守	プラント事業本部長

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	10名	180百万円
監 査 役	3名	34百万円
合 計	13名	215百万円

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況および当社との関係

「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	野 村 正 朗	当事業年度の取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者としての見地から、取締役会での議案・審議内容等につき、適宜必要な意見を述べております。
取 締 役	佐 藤 良	当事業年度の取締役会のうち、就任以降のすべての取締役会に出席し、主に企業経営者としての見地から、取締役会での議案・審議内容等につき、適宜必要な意見を述べております。
監 査 役	碩 省 三	当事業年度の取締役会および監査役会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では議案・審議内容等につき、適宜必要な意見を述べ、監査役会では監査に関する重要事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
監 査 役	ポール・チェン	当事業年度の取締役会および監査役会のすべてに出席し、主に大学教授としての豊富な学識経験を基にした客観的観点から、取締役会では議案・審議内容等につき、適宜必要な意見を述べ、監査役会では監査に関する重要事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。

④社外役員の報酬等の額

当事業年度において社外役員（4名）に支払った報酬の総額は29百万円であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC 京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由
当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の会計監査の職務執行状況並びに報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、「内部統制システム構築に関する基本方針」を取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役（執行役員等を含む：以下同様）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス体制の充実及び強化を推進するため、具体的な行動指針を定めた『中外炉工業グループ行動規範』の遵守をすべての取締役及び使用人に徹底し、問題の発生 of 未然防止に努めます。万一、問題が発生した場合には法令・規則に基づいた厳正かつ公平な基準で処置を行います。
- ②取締役の職務執行については取締役会が監督するとともに、監査役会の定める『監査役監査基準』に従い監査役が監査を行います。使用人の職務執行については、就業規則に則り適正な措置を行うと同時に、執行部門から独立した内部監査室が内部監査を計画的に実施し、法令・定款に不適合となる事態を早期に発見し未然防止に努めます。

③法令や企業倫理に反する行為を防止・是正するために、内部通報制度として社外の第三者機関に『コンプライアンス相談窓口』を設け、適切に運用します。

④市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引への介入を徹底的に排除するとともに断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断するという基本的な考え方を『中外炉工業グループ行動規範』に定め、グループ全役職員に周知するとともに遵守の徹底を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則・稟議規定・企業秘密管理規定等に基づき、保存・管理を行い、必要に応じて監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業運営に伴うリスクの管理については、法令遵守、品質、与信、事故、情報セキュリティ、災害などの個別のリスクに係る担当部署において、過去に直面した事例等を基に、それらの回避方法、対処手順、代替予備手段の準備等により軽減・回避措置を実施します。また、不測の事態が発生した場合は、必要に応じ対策本部を設置するなど迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努めます。さらに、内部監査室が、個別のリスク対応の適切性や有効性を検証してリスク管理の実効性を確保いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①重要な経営事項についての審議機関として取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、その審議を経て意思決定を行います。また、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化を図るため、執行役員制度を採用し、経営の効率化に努めています。

②経営計画の策定により業務目標を明確化し、四半期毎の業務執行報告会で進捗状況の検証を行います。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社においても『中外炉工業グループ行動規範』の遵守を徹底し、グループ全体が同等の水準のコンプライアンス経営を実践するよう努めます。また、内部通報制度である『コンプライアンス相談窓口』をグループ全体を対象とした制度として位置付け、適切に運用します。

②経営計画には子会社を含むグループ全体計画を網羅し、定期的な確認や報告または意見交換の場を持ち、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するとともに、企業集団における業務の適正を確保します。

③内部監査室は子会社の内部監査を実施し、法令・定款違反等の問題があると認めた場合には、直ちに監査役に報告します。

④子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、(3)に記載した取組みの中で整備・運用します。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役が補助使用人の設置を求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命するものとします。監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命解任等については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性を確保することとします。

②監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととします。

(7) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役(取締役会)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者は、当社及びグループの業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社監査役に報告します。また、監査役から報告の要請があった場合には、これらの者は直ちに報告を行います。

②監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するものとします。

③監査役は代表取締役と定期的な会合をもち、重要課題について意見交換及び必要な要請を行います。また、会計監査人、内部監査室と定期的な会合をもち、監査の実効性・効率性を確保します。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査役職務の執行に係る費用の前払、支出した費用及び支出の日以後におけるその利息、負担した債務の債権者に対する弁済について、監査役から請求があった場合には、これを支払又は弁済を行います。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づき、当社及びグループとしての財務報告に係る信頼性を確保するために、代表取締役社長を統括責任者として、基本方針を決定し、必要かつ適切な財務報告に係る内部統制システムを整備・運用します。また、内部統制の有効性については、内部監査室が定期的に検証し、その検証結果を、改善・是正に関する提言とともに、取締役会及び監査役に報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当事業年度における主な取組みは以下の通りであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社グループの役員及び使用人が遵守すべき具体的な行動指針を定めた「中外炉工業グループ行動規範」をイントラネット上に掲載するとともに、社員研修を実施し、コンプライアンス体制の充実及び強化を推進するとともに、内部通報制度として社外の第三者機関に設けた「コンプライアンス相談窓口」の適切な運用により、法令や企業倫理に反する行為の未然防止に努めました。

(2) リスク管理に対する取組み

リスクマネジメント委員会を3回実施し、部門別のリスク評価を行うとともに、事業継続計画（BCP）に基づき、安否確認システムの運用訓練を2回、巨大地震を想定した防災訓練を1回、消防訓練を2回、それぞれ実施しました。

(3) 業務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

取締役会を12回開催し、監査役3名も出席して重要な経営事項についての審議を行いました。また、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化を図るため、執行役員制度を継続して経営の効率化に努めるとともに、毎月の事業進捗確認会議で経営計画の進捗状況を検証しました。

(4) 企業集団における業務の適正の確保に対する取組み

子会社についても事業進捗確認会議で経営計画の進捗状況を検証しました。

(5) 監査役監査、内部監査の状況

監査役は監査役会が定めた「監査役監査基準」に従って取締役の職務執行に係る監査を行い、内部監査室は内部監査計画に基づき使用人の職務執行に係る内部監査を実施するとともに財務報告に係る内部統制の有効性を検証しました。また、監査役の職務の執行に係る費用については、監査役からの請求に基づき、適切に支払いました。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

① 当社の企業価値の源泉

当社は、設立以来、独自の熟技術を有する工業炉の総合メーカーとして、独創的な技術・商品を市場に送り出すことにより、産業界の発展に貢献してまいりました。当社の企業価値は、高度な研究開発力、熟技術を活かした高品質な商品開発力、エンジニアリングと製造技術が一体となった事業運営体制、さらには顧客ニーズに機敏な営業推進体制にあると考えており、これらを支える人材や取引先との関係が、当社の企業価値を生み出す基盤となっております。そのため、当社では、長期的な視野に立った人材の育成や技術の承継に注力するとともに、あらゆる業務プロセスの生産性を高めることで、顧客との信頼関係を構築してまいりました。

このような、長年にわたり築いてきた人的・技術的資源と、顧客・取引先・従業員及び地域社会等の様々なステークホルダーとの良好な信頼関係こそが、当社の企業価値の源泉であります。

② 基本方針

当社としては、当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の財務及び事業の内容や、上記の当社の企業価値の源泉を十分に理解し、企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、より向上させていくことを可能とする者であると考えています。

もっとも、当社としても、会社を支配する者の在り方は、最終的には、株主の皆様全体的意思に基づき決定されるべきものであると考えています。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模買付行為の中には、株主の皆様に買付の目的や内容、買付後の経営戦略などについての十分な情報開示がされず、又は十分な検討時間が与えられないもの等、株主の皆様との共同の利益を毀損するものもあります。このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

(2) 基本方針を実現するための当社における取組みの概要

当社は、上記の当社の企業価値の源泉を活かして、企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益をより一層向上させ、基本方針を実現するために、経営ビジョンを策定し、いかなる経営環境においても市場の変化を的確に捉え、中長期的に成長を続けられる強固な経営基盤の確立を目指しております。

なお、当社が取組んでおります具体的な内容は、概略、次のとおりです。

① 市場動向に迅速に対応できる事業体制のもと、豊富な経験と独自の技術力により顧客ニーズの実現に積極的に取り組むとともに、自動車、航空・宇宙、環境などの成長分野には、新技術・新商品の早期市場投入を図り、受注拡大に注力してまいります。

②長期稼動設備の更新時期を迎えている既存事業領域では、パリ協定（温室効果ガスの排出削減）への対応をふまえた最新鋭の省エネ・低エミッション技術等の積極的な提案やメンテナンス事業の強化により、一層のシェアアップを実現してまいります。

③日系企業の海外展開の需要を捉えるべく、中国、台湾、タイ、インドネシア、メキシコの拠点を活用するとともに、新興国向け技術・商品の開発にもさらに注力し、海外営業基盤の拡大を図ってまいります。

当社は、引き続き以上の取り組みを推進・実行していくことにより、株主の皆様や顧客、取引先、従業員及び地域社会等の様々なステークホルダーとの間で、長年にわたる良好な関係を更に発展させ、企業価値の源泉となる信頼関係をより強化してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の概要

①本プラン採用の目的

上記の「基本方針の内容の概要」において述べたとおり、当社株主の皆様が、大規模買付提案を受け入れるかどうかを判断なさるためには、大規模買付行為が行われる際に大規模買付者から当該大規模買付行為の内容、目的、将来にわたる経営戦略等、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを判断するのに必要な情報及び判断のための十分な時間が提供される必要があります。

当社は、企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保のため、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大規模買付行為及びその提案がなされた場合におけるルールを以下のとおり策定いたしました。

②本プランの概要

（詳細につきましては、弊社ウェブサイト（<https://chugai.co.jp>）をご覧ください。）

ア 本プランの対象となる大規模買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付等の行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付等の行為を対象とします。

イ 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会が恣意的な判断を行うことを防止するため、当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員により構成される独立委員会を設置いたしました。

独立委員会は、大規模買付者から提供される情報が、本プランに照らして十分か否かの判断、大規模買付者が本プランを遵守したか否かの判断及び対抗措置の発動の可否について、当社取締役会に助言・勧告を行い、当社取締役会は、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重するものとします。

ウ 大規模買付者からの情報の提供

- (ア) 大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち、本プランに基づいた手続により、当該買付行為を行う旨の誓約文言等が記載された「意向表明書」を、当社に対して提出するものとします。
- (イ) 当社取締役会は、上記「意向表明書」を受領した日から10営業日以内に、当該買付行為の内容を検討するのに必要な情報のリストを、当該大規模買付者に交付します。
- (ウ) 当該大規模買付者は、当社取締役会が定める回答期限までに、当該必要情報を、当社の定める書式で提出するものとします。

エ 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が必要かつ十分な情報の提供を行ったと判断できる場合には、その旨開示し、その日から最大60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付の場合）又は90日（その他の方法による大規模買付行為の場合）が経過するまでの期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）、大規模買付者の提案に関する評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案及び対抗措置の発動の可否の判断を行います。大規模買付者は、取締役会評価期間が経過するまで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

オ 独立委員会による助言・勧告

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書の提出がなされた後、遅滞なく、独立委員会に対して、大規模買付行為の提案があった事実を通知するとともに、大規模買付者から必要情報の提供を受けた場合にも、当該必要情報を独立委員会に提出します。独立委員会は、取締役会評価期間中、当該必要情報を分析評価し、大規模買付行為に対し、一定の対抗措置の発動をすべきか否かにつき、当社取締役会に対して助言・勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重します。

カ 大規模買付行為がなされた場合の対応

(ア) 大規模買付者が本プランを遵守しない場合

当社取締役会は、必要性及び相当性を勘案し、独立委員会の助言・勧告を受けた上で、当該買付行為への対抗措置をとることがあります。対抗措置として、現時点では、新株予約権の株主無償割当てを予定していますが、当該方法に限られるものではありません。なお、当社は、当該大規模買付者等が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することはありません。

(イ) 大規模買付者が本プランを遵守した場合

当社取締役会は、当該買付行為に対する反対意見の表明や代替案の提示等により、株主の皆様が当該買付行為に応じないように説得するに留め、原則として対抗措置はとりません。

ただし、当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと、当社取締役会が判断した場合は、例外的に独立委員会による助言・勧告を受けた上で、一定の対抗措置をとることがあります。

(ウ) 当社取締役会は、対抗措置発動の決定を行った場合、当該決議の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報を開示します。

(4) 基本方針を実現するための当社における取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社の経営計画は、基本方針に基づいて作成され、当該経営計画を実行することにより、当社の企業価値が向上いたします。したがって、基本方針を実現するための当社における取組みは、基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を高めるものと考えます。

(5) 本プランに関する当該取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、次の理由から、本プランが、基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものでなく、当社役員の地位を維持することを目的とするものではないと判断しています。

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（i. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、ii. 事前開示・株主意思の原則、iii. 必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

②株主共同の利益の確保・向上の目的に資すること

本プランは、株主の皆様が、大規模買付行為を受け入れるか否かを適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、かつ当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき手続、並びに当社が発動しうる対抗措置の内容及び発動条件をあらかじめ定めるものであり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものです。

③株主意思を反映するものであること

2018年6月26日開催の当社第76期定時株主総会において、本プランを採用することについて、株主の皆様へ承認していただいております。また、本プランの有効期間は、2020年6月開催予定の当社第78期定時株主総会終結のときまでであり、再度当該総会において株主の皆様へ本プランの継続の可否についてご決議いただく予定としております。したがって、本プランの導入、継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が反映される仕組みとなっております。

④独立性の高い社外者の判断の尊重

当社は、本プランの採用に当たり、前述のとおり、独立委員会を設置し、当社取締役会が、恣意的に本プランの運用を行うことがないよう、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主の皆様のご利益に適うように本プランの運用が行われる仕組みが確保されています。

⑤取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本プランでは、前述のとおり、対抗措置の発動に関して、合理的かつ詳細な客観的要件及び手続があらかじめ設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑥デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において、過半数の決議により廃止することができます。したがって、デッドハンド型買収防衛策（取締役の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の任期を2年としておりますが、期差選任制は採用していません。そのため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするなど決議要件の加重を行っておりません。

<参考>

本プランは、当事業年度末時点のものを記載しております。本プランの有効期間は、本総会終結の時までとなっており、当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、本プランを継続しないことを決議しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	37,320	流動負債	24,457
現金及び預金	8,658	電子記録債務	2,088
受取手形及び売掛金	26,941	買掛金	10,545
未成工事支出金等	1,619	短期借入金	9,300
その他	109	未払法人税等	169
貸倒引当金	△7	未成工事受入金	754
		賞与引当金	289
		工事損失引当金	0
		その他	1,310
固定資産	9,375	固定負債	1,551
有形固定資産	4,538	長期借入金	688
建物及び構築物	1,745	繰延税金負債	570
機械装置及び運搬具	317	退職給付に係る負債	170
土地	2,090	その他	121
建設仮勘定	166		
その他	218	負債合計	26,008
無形固定資産	149	(純資産の部)	
投資その他の資産	4,687	株主資本	19,777
投資有価証券	4,336	資本金	6,176
退職給付に係る資産	46	資本剰余金	1,544
繰延税金資産	5	利益剰余金	12,309
その他	325	自己株式	△252
貸倒引当金	△27	その他の包括利益累計額	812
		その他有価証券評価差額金	934
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	24
		退職給付に係る調整累計額	△147
		非支配株主持分	98
		純資産合計	20,687
資産合計	46,696	負債及び純資産合計	46,696

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		38,090
売 上 原 価		31,787
売 上 総 利 益		6,302
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,591
営 業 利 益		1,711
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	159	
そ の 他 の 収 益	78	237
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	54	
そ の 他 の 費 用	18	73
経 常 利 益		1,875
特 別 損 失		
減 損 損 失	123	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	51	174
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,701
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	331	
法 人 税 等 調 整 額	211	542
当 期 純 利 益		1,158
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		37
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,120

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,699	流動負債	22,840
現金及び預金	7,209	電子記録債権	2,088
受取手形	3,379	買掛金	9,673
売掛金	22,789	短期借入金	9,300
製成品	175	未払金	184
原材料	159	未払費用	703
仕掛品	128	未払法人税等	133
前払費用	564	未成工事受入金	175
短期貸付金	57	賞与引当金	107
その他の貸倒引当金	220	工事損失引当金	253
	24	その他の	0
	△7		220
固定資産	9,669	固定負債	1,649
有形固定資産	4,324	長期借入金	688
建物	1,570	繰延税金負債	602
構築物	163	退職給付引当金	243
機械及び装置	300	資産除去債務	49
車両運搬具	4	その他の	66
工具器具備品	197		
土地	1,921	負債合計	24,490
建設仮勘定	166	(純資産の部)	
無形固定資産	145	株主資本	18,943
ソフトウェア	143	資本金	6,176
その他の	2	資本剰余金	1,544
投資その他の資産	5,198	資本準備金	1,544
投資有価証券	4,335	利益剰余金	11,475
関係会社株	92	その他利益剰余金	11,475
関係会社出資	51	固定資産圧縮積立	424
長期貸付金	67	別途積立	7,000
保証金及び敷金	71	繰越利益剰余金	4,051
長期前払費用	15	自己株式	△252
前払年金費用	364	評価・換算差額等	934
その他の	229	その他有価証券評価差額金	934
貸倒引当金	△27	繰延ヘッジ損益	0
資産合計	44,369	純資産合計	19,878
		負債及び純資産合計	44,369

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		34,373
売 上 原 価		29,268
売 上 総 利 益		5,104
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,797
営 業 利 益		1,306
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	251	
そ の 他 の 収 益	107	359
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	54	
そ の 他 の 費 用	1	55
経 常 利 益		1,610
特 別 損 失		
減 損 損 失	123	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	51	174
税 引 前 当 期 純 利 益		1,436
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	270	
法 人 税 等 調 整 額	207	477
当 期 純 利 益		958

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

中外炉工業株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指定社員 公認会計士 中 村 源 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 野 村 尊 博 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中外炉工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中外炉工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

中外炉工業株式会社
取締役会 御中

PwC 京都監査法人
京都事務所

指定社員 公認会計士 中 村 源 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 野 村 尊 博 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中外炉工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに監査いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

中外炉工業株式会社 監査役会

常勤監査役 池山郁也 ㊟

社外監査役 碩 省 三 ㊟

社外監査役 ポール・チェン ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、業績を考慮しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。第78期の期末配当につきましては、当期の収益状況および経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおり1株につき60円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 60円
総額 460,685,340円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月25日

第2号議案 取締役1名選任の件

経営陣の強化、充実を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本定時株主総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により、他の在任取締役の任期満了の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なが はま
長濱

みつる
満 (1957年8月10日生)

新任

所有する当社株式の数

3,000株

略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)

取締役会出席率

－% (－回/－回)

1983年4月 当社入社
2010年4月 当社熱処理事業部工事部長
2013年4月 当社熱処理事業部ME部長
2016年4月 当社執行役員熱処理事業本部ME事業部長
2017年4月 当社常務執行役員熱処理事業本部ME事業部長
2020年4月 当社常務執行役員熱処理事業本部長 (現在)

取締役候補者とした理由

長濱満氏は、熱処理事業部門での豊富な経験と注力しているメンテナンス事業の責任者としてのリーダーシップや知見を今後の当社の経営に活かしていくことが期待できると判断したためです。

注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、監査役 池山郁也氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

いけ やま いく や
池山 郁也 (1955年4月7日生)

再任

所有する当社株式の数

3,800株

取締役会出席率

100% (12回/12回)

略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)

1979年4月 株式会社大和銀行 (現株式会社りそな銀行) 入行
2003年5月 同行船場支店営業第一部長
2004年3月 同行千里中央支店長
2006年3月 同行吹田支店長
2008年10月 当社入社、内部監査室長
2010年7月 当社業務総合部 (現業務本部) 経理部長
2016年4月 当社業務本部経理部 部長
2016年6月 当社監査役 (現在)

監査役候補者とした理由

池山郁也氏は、当社の内部監査室長や経理部長を担当してきており、財務および会計に関する相当の知見を有していることから、当社の監査業務を引き続き遂行できることが期待できると判断したためです。

注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

メモ欄

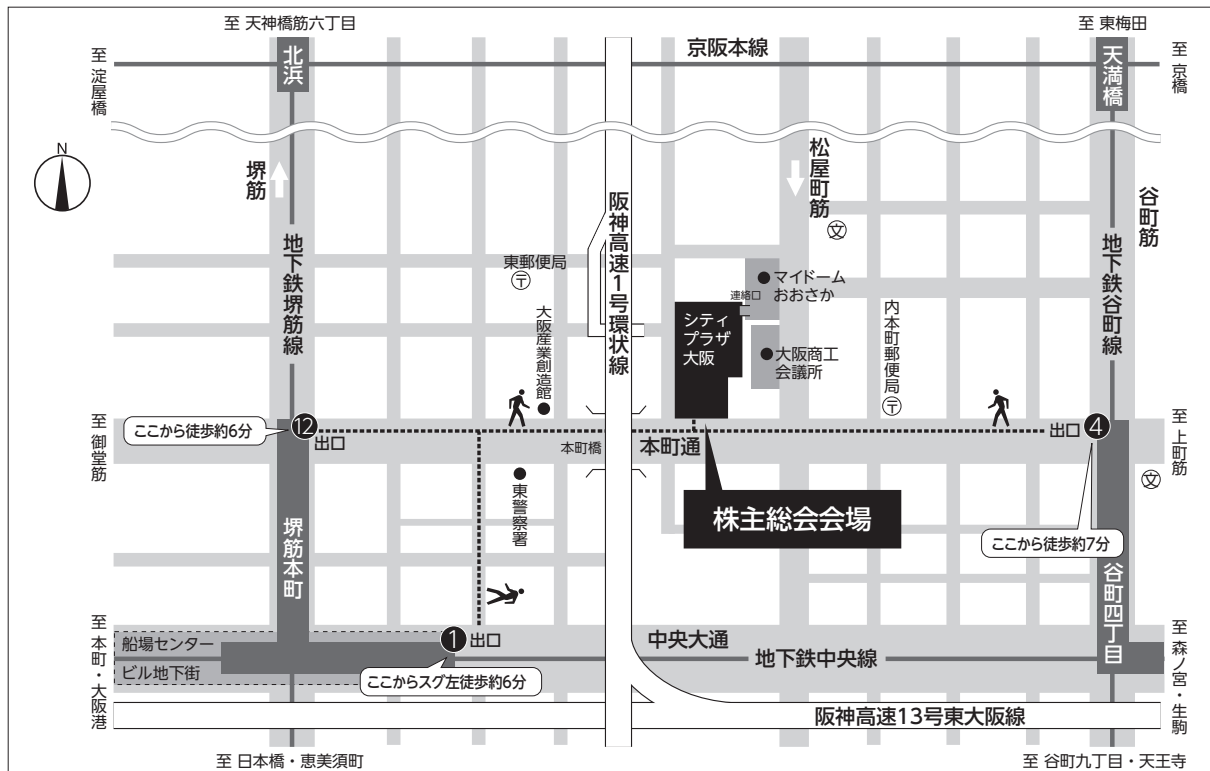
株主総会会場ご案内図

会場 シティプラザ大阪
2階「S AN—燦—」
大阪府中央区本町橋2番31号
☎ 06 (6947) 7888

最寄駅

- 地下鉄堺筋線・中央線堺筋本町駅1号、12号出口より徒歩約6分
- 地下鉄谷町線・中央線谷町四丁目駅4号出口より徒歩約7分

*誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



【新型コロナウイルスの感染拡大にあたり】

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、本株主総会につきましては極力、同封の議決権行使書用紙をご郵送いただく方法によって、議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。

本株主総会会場では、感染予防の措置を講じる場合がございますので、ご協力の程お願い申し上げます。

今後、本株主総会の日時・会場等の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://chugai.co.jp/>) においてお知らせいたします。

【お土産の配付中止について】

本年の株主総会にご出席の株主の皆様についてのお土産は、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主の皆様を第一に考え、**配付を取りやめさせていただきます。**

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。